

## 都市機能誘導区域に誘導する都市機能（誘導施設）の考え方等について

## ◎ 趣旨

「立地適正化計画」に定める事項として、都市機能誘導区域に誘導する都市機能（誘導施設）の考え方等を整理したことから説明するもの

1 誘導施設を設定する上での考え方…**参考1**、**別紙1-1**参照

「ネットワーク型コンパクトシティ形成ビジョン」を踏まえ、「立地適正化計画」の素案において整理した誘導施設の考え方をベースに、「都市機能誘導区域」の類型別の役割・機能分担や、「都市機能（誘導施設）」の類型を踏まえて設定する。

## (1) 検討の手順（フロー）

1. 都市機能誘導区域の類型別の役割や機能分担に対応した、都市機能の類型を踏まえ、**誘導施設(案)の整理**

2. 施設の立地状況や、関連分野の施策の方向性などを考慮しながら、各都市機能誘導区域において**具体的な誘導施設(案)を設定**

## (2) 「都市機能誘導区域」の類型と「都市機能」の類型との関係性（誘導施設の設定イメージ）

都市機能の類型	都市機能(施設)概要	都市機能誘導区域の類型		
		高次都市機能誘導区域	都市機能誘導区域（鉄軌道駅周辺型）	都市機能誘導区域（幹線バス路線等結節点周辺型）
ア 高次都市機能	都市の魅力やまちなかのにぎわいを創出する都市機能を備えた施設		※既存施設の維持のみ設定	
イ 身近な都市機能	①鉄軌道駅周辺型 日常的な生活サービスを提供する都市機能を備えた施設			
	②幹線バス路線等結節点周辺型 ※具体的な施設は「都市機能誘導区域」の類型（鉄軌道駅周辺型・幹線バス路線等結節点周辺型）などを踏まえて設定			
ウ 少子・超高齢社会に対応した都市機能	地域包括ケアシステムの構築や子育て支援の充実など社会的な要請が高い施設	※関連計画(高齢者支援・子育て支援)と整合を図りながら設定		

高  
↑  
都市機能の水準  
↓  
低

**■** : 都市機能（誘導施設）の設定対象

2 都市機能誘導区域に誘導する都市機能（誘導施設）（素案）…**別紙1-2**、**別紙1-3**参照

それぞれの都市機能誘導区域における施設の状況等を踏まえ、地域特性に応じた誘導施設の素案を作成する。